堺北ロータリー・クラブファミリー制度に関する規程

第１条　目的

本規程の目的は、堺北ロータリー・クラブの事業活動及び行事に、より多くの参加者を求め、相互の親睦と友好を図ることを目的とする。

第２条　堺北ロータリー・クラブファミリーの構成員

堺北ロータリー・クラブファミリーとは、現会員の友人・知人及び元クラブ会員の家族・友人・知人をもって構成する。

第３条　各種事業・行事への参加

堺北ロータリー・クラブファミリーは、クラブが認める事業・行事について、クラブ会員又は会長・幹事及び行事・事業主催責任者を通じて参加することが出来る。

第４条　連絡・通知について

堺北ロータリー・クラブファミリーへの、クラブ事業・行事等の連絡・通知については、現会員を通じて行うものとし、元クラブ会員の家族等への連絡・通知については、会長・幹事もしくは行事・事業主催責任者の判断により行う。

第５条　事業・行事における参加費用について

堺北ロータリー・クラブファミリーがクラブ事業・行事に参加する場合、実費を負担するものとする。但し、小学生以下の場合には、参加費は無料とする。

第６条　その他、本規程に定めの無い事項については、会長・幹事の判断による。

第７条　改正

本規程は、クラブ細則第６条第３節に規定する定足数の会員が出席する任意の例会において、出席会員の３分の２以上の賛成によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも１０日前に各会員に送付されていなければならない。

(堺北ロータリー・クラブファミリーに関する規程)

１．２０１１年8月5日 制定